

平成18年(ラ)第1034号

抗告人 ラムリ ナイム 外18名

相手方 国、国際協力銀行

## 意 見 書

平成18年12月28日

東京高等裁判所民事第8部 御中

相手方国際協力銀行

訴訟代理人弁護士

前 田

同 船 橋 悅

同 矢 嶋 雅

同 二 本 松 裕

上記前田復代理人弁護士 原 田 伸

同 森 下 真

## 第1 本意見書の趣旨

抗告人らの頭書事件に関する2006年12月1日付意見書（以下「抗告人ら意見書」という。）のうち、丁B第9号証の黒塗り部分（文書2）に関する主張は、これまでの抗告人らの主張の繰り返しであるから、これ以上の反論は行わない。

他方、抗告人らは、同意見書において、①平成9年3月12日以降において、コタパンジャン・ダムの湛水に関する事項が記載された国際協力銀行本部と同ジャカルタ事務所との間の文書（ただし、提出済みの文書は除く。）（以下「文書5」という。）及び②平成9年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された国際協力銀行とインドネシア共和国政府機関との間の文書（ただし、国際協力銀行がインドネシア側にあてて発した平成9年4月17日付レターを除く。）（以下「文書6」という。）について、抗告人らの弁護団において入手した情報公開手続におけるJ B I Cの法人文書開示決定等通知書（疎甲第7号証、以下「開示決定等通知書」という。）の文書リストのうち、1番、11番、12番、14番ないし35番の文書（以下これらを総称して「開示決定等通知書記載文書」という。）が前述文書5又は6に該当する（抗告人ら意見書11頁ないし12頁）という新たな主張を行っているため、その点について、以下反論する。

## 第2 抗告人らの主張するような文書は存在しないこと

抗告人らは、J B I Cが文書の趣旨を限定し文書5及び6は存在しないと主張していると指摘する（抗告人ら意見書11頁）。

しかしながら、そもそも文書提出命令の申立をするにあたって、文書の趣旨（民事訴訟法221条1項2号）を記載させるのは、文書の表示（同項1号）の記載と相まって、提出されるべき文書を特定するためである（吉村徳重、小島武司編「注釈民事訴訟法（7）」91頁（有斐閣、平成7年））。

この点、抗告人らは、原審の文書提出命令申立書において、（開示決定等通知書記載文書を含む）文書5及び6の文書の趣旨として、「1997年3月12日に一旦開始された本件ダムの湛水が、日本政府及びJ B I Cの抗議によって中止させられた後の経緯が判明し、日本政府及びJ B I Cが本件ダムの湛水を再開する経緯を把握しこれを承諾（事実上の承諾も含む）していたことが判明する。」と主張して文書5及び6を特定し、これらの提出を求めている（原審2005年3月10日付文書提出命令申立書2頁）。これに対し、J B I Cは、原審J B I C平成17年4月28日付文書提出命令申立に対する意見書5頁で主張したとおり、本件ダムの湛水開始ないし再開について一貫して抗議していたのであるから、抗告人らが主張するようにJ B I Cが本件ダムの湛水再開を「承諾（事実上の承諾も含む）していた」ことを示す趣旨の文書は一切存在しないと主張しているのである。当然、開示決定等通知書記載文書にもJ B I Cが本件ダムの湛水再開について承諾したことを見出す文書あるいは事実上承諾したことを推測させる文書は存在しない。

### 第3 開示決定等通知書記載文書が民事訴訟法220条4号ロ及びハに該当することについて

仮に開示決定等通知書記載文書について、文書5及び6への該当性が認められたとしても、平成17年7月7日付法人文書開示決定等通知書において不開示とされた各文書（開示決定等通知書記載文書14ないし35）は、以下のとおり、民事訴訟法220条4号ロ及びハに該当するため、J B I Cにこれらの文書を提出する義務はない。

- 1 開示決定等通知書記載文書のうち、開示決定等通知書記載文書14、開示決定等通知書記載文書16及び開示決定等通知書記載文書18ないし21、開示決定等通知書記載文書23及び26には、日本国政府が行う政府開発援助の手法の一手段である円借款に関する業務に関し、その実施機関であるJ B I Cが

インドネシア共和国政府との間で締結した借款契約の内容に関する事項が記載されている。仮にこれらが公にされる場合、これにより借款契約の内容の一部を容易に推認させるおそれがあるから、結局、借款契約の内容を公にした場合と同様、J B I Cが、インドネシア共和国政府のみならずその他の借款国との関係において信用を毀損されるおそれがあり、また、日本国政府及びJ B I Cが行う円借款業務の円滑な遂行を妨げるおそれがある。したがって、これらの文書は、公務員の職務上の秘密に該当し、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書に該当し、民事訴訟法220条4号ロに該当する。なお、借款契約自体及びその内容を記載した文書が、公務員の職務上の秘密に該当し、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあることについては、平成16年（モ）第7971号決定12頁ないし15頁及び原決定5頁ないし7頁で認定されたとおりであり、さらに、これらに関するJ B I Cの詳細な主張は、原審J B I C平成18年3月31日付文書提出命令申立に対する意見書9頁ないし15頁において主張したとおりであるから、本書面においてもこれらの主張をすべて援用する。

同時に、これらの文書は借款契約の内容に関する事項が記載されていることから、同号ハの文書にも該当する。この点については、原審J B I C平成16年7月30日付文書提出命令申立に対する意見書6頁ないし8頁の主張がそのまま当てはまるため、これを援用する。

- 2 開示決定等通知書記載文書のうち、開示決定等通知書記載文書15、17、  
(なお、開示決定等通知書記載文書17は、同文書16の一部と全く同じ文書である。) 22、24、25及び27 (なお、開示決定等通知書記載文書27は同文書25に対する回答が記載された文書であり、一対としてみてはじめて内容が理解できる文書である。) には、公にすることを前提としないで、インドネシア共和国政府、P L N及び州政府の関係者からJ B I C職員に提供され

た情報が記載されている（なお、同文書25には、ペナス作成のレターも含まれている。）。また、開示決定等通知書記載文書28ないし33は、借款契約に基づき、J B I Cが本件事業の実施機関であるPLNから受領した報告書であり、これらの文書はPLNによって作成されたものである（PLNからの委託による作成も含む。）。さらに、開示決定等通知書記載文書34及び35は、平成8年度の第3、第4四半期報告書であるが、この文書もPLNによって作成され、借款契約に基づきJ B I Cが受領した書類である。

これらの文書は、民事訴訟法220条4号ロに該当する。すなわち、同号ロ「職務上の秘密」とは、職務上知得した事項であって、その公表が公益を害すべき性質のものをいう（大判昭和10年9月4日法律新聞3886号14頁）が、これらの文書に記載されている事項は、J B I Cが海外経済協力業務（国際協力銀行法23条2項）を遂行するにあたって知りえた事実であるから、職務上知得した事項に該当する。また、これらの文書には、公にすることを前提とせず、インドネシア共和国政府、PLN又は州政府から提供された情報が記載されているが、仮に、このような情報が記載された文書を情報提供者であるインドネシア共和国政府、PLN、州政府の承諾なく提出した場合、インドネシア共和国政府、州政府及びその事業実施機関たるPLNとJ B I Cとの間の相互信頼関係を損なわせるおそれがある。そればかりか、J B I Cがこれらを一方的に開示した場合、今後、インドネシア共和国政府や州政府、PLNから正確な情報の入手が困難となることが容易に想定され、J B I Cによる本件事業の円借款監理が著しく困難になる可能性がある（J B I C第4準備書面33頁参照）。さらには、この事実を知った他の円借款借入国も円借款契約に基づく情報提供に躊躇することも予想されるが、仮に円借款供与国から正確な情報を得ることができなくなれば、日本国政府及びJ B I Cの実施する円借款業務の遂行に著しい支障を生じるおそれがあるばかりか、今後日本国やJ B I Cが諸外国との間で行う外交活動、契約交渉に多大なる影響を与えることとなり、

公益は間違いなく害されることとなる。したがって、これらの文書は、その公表が公益を害すべき性質のものにも該当する（なお、当該情報が「『公務員の』職業上の秘密」に該当することについては、原審J B I C平成17年1月27日付文書提出命令申立に対する意見書5頁の主張を援用する。）。

さらに、開示決定等通知書記載文書15、22、24、25及び27並びに開示決定等通知書記載文書28ないし35を開示した場合、「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれ」、すなわち、J B I Cの海外経済協力業務の遂行に著しい支障を生じるおそれがあり、ひいては日本国の外交活動にも多大なる悪影響を与える可能性のあることは、前述のとおりである。

以上のとおり、開示決定等通知書記載文書15、22、24、25及び27並びに開示決定等通知書記載文書28ないし35は、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書であるから、民事訴訟法220条4号ロに該当する。

また、これらの文書は、同号ハの文書にも該当する。すなわち、同号ハ、同法197条1項3号にいう「技術又は職業の秘密」とは、その事項が公開されると、当該技術の有する社会的地位が下落しこれによる活動が困難になるもの又は当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいうと解される（最決平成12年3月10日判時1708号115頁）。この点、これらの文書に記載されている事項をインドネシア共和国政府、州政府及びP L Nの承諾なく公開した場合、前述のとおり、インドネシア共和国政府との信頼関係を損ない、その後の情報提供がなされなくなるおそれがあるばかりか、他の円借款借入国との信頼関係を損なうおそれもあり、J B I Cの実施する円借款業務の遂行に深刻な影響を与え、以後その遂行が著しく困難になる。したがって、開示決定等通知書記載文書15、22、24、25及び27並びに開示決定等通知書記載文書28ないし35は、民事訴訟法220条4号ハ、同法19

7条1項3号「職業の秘密」に該当する。その他、同法220条4号ハは、「默示の義務が免除されていないものが記載されている文書」に該当することを要求しているが、この点、J B I C、インドネシア共和国、P L N、州政府のいずれも、互いの当事者に対して默示の義務を免除した事実はない。

以上のとおり、開示決定等通知書記載文書15、22、24、25及び27並びに開示決定等通知書記載文書28ないし35は、「(民事訴訟法)197条1項3号に規定する事項で默示の義務が免除されていないものが規定されている文書」(民事訴訟法220条4号ハ)の文書にも該当する。

#### 第4 その他

- 1 証拠調べの必要性の判断は、当事者の立証活動の状況を踏まえた上で種々の要素を考慮して行われるべきものであり、そうであるがゆえに受訴裁判所の専権事項であるとされている(門口正人編「民事証拠法大系 第4巻」202頁ないし205頁参照(青林書院、2003年))。しかしながら、文書5及び6については、開示決定等通知書記載文書が文書5及び6に該当するか否かを問わず証拠調べの必要性が存在しないのであるから、以下この点につき、本書面においても念のため事情の一つとして敷衍する。
- 2 文書提出命令の申立ては、書証の申出の一方法であり(民事訴訟法219条)、証拠の申出(同法180条)の一方法であるから、証拠調べの必要性(同法181条1項参照)が存在しない場合、その文書提出命令の申立ては却下されるべきである。

抗告人らは、文書5及び6により証明すべき事実として、「(1) 3条件ないしその履行確保規定が、湛水の中止を求めた根拠となった事実、(2) 日本政府及びJ B I Cは、本件ダム湛水再開により住民に被害が発生することを認識しながら、これを承諾(事実上の承諾も含む)したこと」と主張した上で、文書5及び6の提出を求めている(原審2005年3月10日付文書提出命令

申立書2頁）。そして、今般、抗告人らは、開示決定等通知書記載文書が当該文書に該当すると主張している（抗告人ら意見書12頁）。しかしながら、原審においてJ B I Cが主張したとおり、開示決定等通知書記載文書が文書5及び6に該当するか否かを問わず、文書5及び6を取り調べる必要性のないことは明らかである。

この点、若干敷衍すると、抗告人らは、文書5及び6を取り調べる必要性について、日本政府及びJ B I Cが、湛水開始・再開にあたり3条件及びその履行確保のための規定に基づいて注意義務を負っていることを認識してインドネシア共和国政府に対し湛水の中止を申し入れ、湛水再開過程における協議を行っていること、並びに湛水が開始された後、一旦中止され、それが再開された経緯が明らかにされ、湛水開始時及び再開時における日本政府とJ B I Cの注意義務とその違反行為が裏付けられると主張している（原審2005年3月10日付文書提出命令申立書3頁）。しかしながら、本訴においてJ B I Cが繰り返し主張しているとおり、そもそもJ B I Cが抗告人らを含む原告ら住民との関係で「非自発的移住に対する注意義務」や「3条件に基づく注意義務」を負担することはありえない（本訴J B I C第4準備書面20頁ないし45頁、同第5準備書面参照）。また、J B I Cは、湛水開始に同意（事実上の同意を含む。）したことがないばかりか（本訴J B I C第10準備書面14頁ないし20頁参照）、そもそも同意する権限すらも持っていない（本訴J B I C第6準備書面2頁ないし5頁参照）。J B I Cが注意義務を負っていることを認識してインドネシア共和国政府に対し湛水の中止を申し入れ、湛水再開過程における協議を行ったとの抗告人らを含む原告らの主張は、その前提において明らかに間違っており、湛水再開に関する具体的状況がどのようなものであっても、J B I Cが抗告人らを含む原告ら住民に対して損害賠償責任を負うことはないのであるから、（開示決定等通知書記載文書を含む）文書5及び6を証拠として取り調べる必要は全くない。

さらに、本件ダムの湛水は、1997年3月12日にPLNによって開始され、同年7月末ころにほぼ完了したのであるが（なお、湛水が開始された時期及び完了した時期について、抗告人らを含む原告は、本訴において争っていない。）、この湛水開始ないし再開についてJ B I Cが一貫して抗議していたことからすれば（原審J B I C平成17年4月28日付文書提出命令申立に対する意見書5頁、本訴J B I C第10準備書面13頁ないし20頁並びに丁B第10号証、同第11号証、同第15号証、同第16号証及び同第19号証参照）、J B I Cが本件ダムの湛水について承諾又は事実上承諾したことはないことは明らかである。抗告人の主張は、根拠のない誤った推測に基づくものにすぎず、客観的事実が当該主張と異なることは既に提出している証拠上明らかであるから、文書5及び文書6を証拠として取り調べる必要はない。

2 さらに、開示決定等通知書記載文書のうち、特に以下の文書については、それぞれ以下に述べる理由により取り調べる必要がなく、また文書提出命令を求める必要性もない（民事訴訟法221条2項）。

(1) 開示決定等通知書記載文書1は、既に証拠として提出されている丁B第9号証と同じ文書であるから、改めて文書提出命令がなされる必要はない。また、同文書は、情報公開手続において部分開示の決定がされているのであるから（疎甲第7号証）、これを文書提出命令により入手する必要はない。

(2) 開示決定等通知書記載文書11は、丁B第9号証及び丁B第10号証を含む文書であるから、これらにつき改めて文書提出命令がなされる必要はない。また、同文書は、情報公開手続において部分開示の決定がされているのであるから（疎甲第7号証）、これを文書提出命令により入手する必要はない。

(3) 開示決定等通知書記載文書12は、既に証拠として提出されている乙B25号証と同じ文書であるから、改めて文書提出命令がなされる必要はない。

い。また、文書12は、情報公開手続において部分開示の決定がされているのであるから（疎甲第7号証）、これを文書提出命令により入手する必要はない。

- (4) 開示決定等通知書記載文書19は、1997年4月2日、3日の出張報告であり、丁B第15号証の内容とほぼ同じであるから、これを証拠として取り調べる必要はない。また、これらを踏まえて後述（5）に記載の1997年4月17日レターが発出されているのであるが、当該レターについて取り調べが不要と認定されている（原決定9頁ないし10頁）ことに鑑みても、同文書を証拠として取り調べる必要はない。
- (5) 開示決定等通知書記載文書21は、1997年4月17日付レターの添付されたFAXであるが、当該レターは原審の決定においてその取り調べが不要であると認定された文書であり（原決定9頁ないし10頁）、原審の決定は妥当であるから、証拠として取り調べる必要がない。
- (6) 開示決定等通知書記載文書22ないし27、開示決定等通知書記載文書32及び33は、1997年8月以降に作成された文書であるが、前述のとおり、本件ダムの湛水は同年7月にはほぼ完了している。したがって、これらの文書は、その作成時期からして、抗告人らが主張する文書の趣旨や証明すべき事実と全く関連のないことが明らかであるから、これらの文書を証拠として取り調べる必要はない。
- (7) 開示決定等通知書記載文書28及び34は、湛水開始時点（1997年3月12日）よりも前に作成された文書である。これらの文書は、その作成時期からして、抗告人らが主張する文書の趣旨や証すべき事実と関連のないことが明らかであるから、これらの文書を証拠として取り調べる必要はない。

以上